

愛媛県行政組織条例（平成7年3月17日条例第17号）の一部改正

本則に係る部分

新	旧
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、知事の直近下位の内部組織である部について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部の設置) 第2条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>1 省略 2 企画情報部 (1) 省略</p> <p> (2)・(3) 省略 3・4 省略 5 経済労働部 (1)~(5) 省略 (6) 国際交流に関する事項 6・7 省略</p> <p>(委任) 第3条 省略</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、知事の直属機関及び_____部について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(理事の設置) 第2条 知事の直属機関として、理事を置くことができる。</p> <p>(部の設置) 第3条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>1 省略 2 企画情報部 (1) 省略 (2) 国際交流に関する事項 (3)・(4) 省略 3・4 省略 5 経済労働部 (1)~(5) 省略</p> <p>6・7 省略 (委任) 第4条 省略</p>

職員の給与に関する条例（昭和26年11月16日条例第57号）の一部改正

附則第2項に係る部分

新	旧
	<p><u>（理事の給与）</u> <u>第19条の6 理事の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</u> <u>2 理事の給料月額は、850,000円とする。</u> <u>3 理事に対する第19条の規定の適用については、同条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。</u></p>

職員の旅費に関する条例（昭和28年3月13日条例第6号）の一部改正

附則第3項に係る部分

新	旧
	<p><u>（理事の旅費）</u> <u>第40条の2 理事の旅費については、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）中出納長に適用される規定を準用する。</u></p>

知事等の給与の特例に関する条例（平成14年3月26日条例第5号）の一部改正

附則第4項に係る部分

新	旧
	<p><u>（理事の給料の特例）</u> <u>第3条 理事の給料月額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第19条の6第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する額とする。</u></p>

新	旧
<p>(職員の管理職手当の特例)</p> <p>第 3 条 職員の給与に関する条例 (昭和26年愛媛県条例第57号) 第18条の 2 第 1 項の規定により管理職手当を支給される職員 (給料月額 の 100分の20以上の管理職手当を支給される職員に限る。) の管理 職手当の月額は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定によ り定められた額からその 100分の 5 に相当する額 (その額に 1 円未 満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じて得た額と する。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、 同項の規定により定められた額とする。</p>	<p>(職員の管理職手当の特例)</p> <p>第 4 条 職員給与条例 第18条の 2 第 1 項の規定により管理職手当を支給される職員 (給料月額 の 100分の20以上の管理職手当を支給される職員に限る。) の管理 職手当の月額は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定によ り定められた額からその 100分の 5 に相当する額 (その額に 1 円未 満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じて得た額と する。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、 同項の規定により定められた額とする。</p>